



平成 27 年 5 月 19 日

会社名 栗 林 商 船 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 栗林 宏吉

(コード番号9171 東証第二部)

問合せ先 取締役総務部長 小柳 圭治

(TEL 03-5203-7981)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議致しましたのでお知らせいたします。

なお、本件は平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議される予定です。

### 記

#### 1. 変更の理由

①貨物利用運送事業法の変更に伴い、当社定款第 2 条の事業目的の中で、貨物自動車運送取扱業と利用航空運送業を一本化して貨物利用運送事業に変更するものであります。

② 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)により、責任限定契約の締結範囲が変更されたため、当社定款第 23 条および 35 条の規定を変更するものであります。

なお、第 23 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～6. (記載省略)</p> <p><u>7.貨物自動車運送取扱業</u></p> <p><u>8.利用航空運送業</u></p> <p>9.自動車・航空機・船舶類のリース業</p> <p>10.不動産の売買、賃貸借並びにその仲介</p> <p>11.前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～6. (現行どおり)</p> <p><u>7.貨物利用運送事業</u></p> <p><u>8.自動車・航空機・船舶類のリース業</u></p> <p>9.不動産の売買、賃貸借並びにその仲介</p> <p><u>10.前各号に付帯する一切の事業</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>②当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>②当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>②当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>②当社は会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 変更の効力発生日

平成27年6月26日

以上